

第5章第2節～第7節に定める様式は省略いたします。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

第118条（乗車券類印刷発行機用普通乗車券の様式）

第119条（常備片道乗車券の様式）

第120条（補充片道乗車券の様式）

第121条 削除

第122条（補充往復乗車券の様式）

第2款 定期乗車券の様式

第123条（乗車券類印刷発行機用定期乗車券の様式）

第124条（補充定期乗車券の様式）

第3款 回数乗車券の様式

第125条（常備普通回数乗車券の様式）

第126条（補充普通回数乗車券の様式）

第4款 団体乗車券の様式

第127条（団体乗車券の様式）

第5款 貸切乗車券の様式

第128条（貸切乗車券の様式）

第3節 特別急行券の様式

第129条（乗車券類印刷発行機用特別急行券の様式）

第130条（常備特別急行券の様式）

第131条（補充特別急行券の様式）

第132条 削除

第4節 削除

第133条 削除

第5節 削除

第6節 車内券の様式

(車内券の発行)

第134条 携帯型乗車券発行機により発行する車内券は、普通乗車券、特別急行券、特別車両券、個室券及び普通手回り品切符の代用として発行するほか、乗車変更等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

第135条 (車内券の様式)

第7節 特殊補充券の様式

(特殊補充券の発行)

第136条 特殊補充券は、乗車券類の代用として発行するほか、乗車変更等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特殊補充券は、出札補充券・改札補充券及び車内補充券の3種類とする。

第137条 (特殊補充券の様式)